

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年11月5日
【四半期会計期間】	第78期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社タカキタ
【英訳名】	TAKAKITA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 充生
【本店の所在の場所】	三重県名張市夏見2828番地
【電話番号】	(0595) 63 - 3111
【事務連絡者氏名】	管理本部長 中坊 督
【最寄りの連絡場所】	三重県名張市夏見2828番地
【電話番号】	(0595) 63 - 3111
【事務連絡者氏名】	管理本部長 中坊 督
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第77期 第2四半期累計期間	第78期 第2四半期累計期間	第77期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年9月30日	自2021年4月1日 至2021年9月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	3,162,660	3,785,608	6,503,884
経常利益 (千円)	170,117	391,126	455,400
四半期(当期)純利益 (千円)	110,866	263,429	322,791
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	578	38,285
資本金 (千円)	1,350,000	1,350,000	1,350,000
発行済株式総数 (千株)	14,000	14,000	14,000
純資産額 (千円)	6,404,737	6,814,385	6,631,575
総資産額 (千円)	8,017,872	8,747,622	8,164,574
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	9.61	22.84	27.96
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	9.53	22.64	27.74
1株当たり配当額 (円)	5.00	5.00	10.00
自己資本比率 (%)	79.3	77.3	80.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	190,911	478,439	399,225
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	119,367	73,745	272,086
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	58,562	98,138	117,039
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	864,540	1,168,219	861,659

回次	第77期 第2四半期会計期間	第78期 第2四半期会計期間
会計期間	自2020年7月1日 至2020年9月30日	自2021年7月1日 至2021年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	5.29	11.44

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が1社ありますが、損益及び利益剰余金からみて重要性が乏しいため第77期第2四半期累計期間においては記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間及び当第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続きました。感染拡大の防止策やワクチン接種の促進により、持ち直しの動きが見られるものの、引き続き感染の動向が内外経済に与える影響やサプライチェーンを通じた資材高騰の影響等、先行きは極めて不透明な状況にあります。

このような情勢のもと、農業機械事業におきましては新製品の投入効果や国の畜産クラスター事業*1の採択が一定程度進んだことにより、可変径ロールベアラや細断型ホールクローブ収穫機等、高品質な国産飼料増産と食料自給率の向上に寄与するエサづくり関連作業機の売上が伸張したことに加え、新製品実演会の促進効果や農業従事者を対象とした政府による経営継続補助金*2の後押しにより、有機肥料散布機自走コンボキャスト等の土づくり関連作業機の売上が寄与した結果、国内売上高は増収となりました。また、海外売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大による営業活動の縮減や市況低迷の影響が続いたものの、欧州向けの細断型ロールベアラの受注が堅調に推移したことや、オンライン展示会の活用効果により増収となりました。以上により、農業機械事業全体の売上高は前年同期比6億70百万円増加し36億3百万円（前年同期比22.9%増）となりました。

軸受事業におきましては、得意先からの受注の減少により、売上高は前年同期比47百万円減少し1億82百万円（前年同期比20.8%減）となりました。

以上の結果、当第2四半期の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

*1 畜産クラスター事業...政府による畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

*2 経営継続補助金...政府による農林漁業者を対象とした新型コロナウイルスの感染防止対策に係る補正予算事業

a. 財政状態

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ5億83百万円増加し、87億47百万円となりました。これは主に現金及び預金が3億6百万円、電子記録債権が2億22百万円それぞれ増加したことによるものであります。

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ4億円増加し、19億33百万円となりました。これは主に電子記録債務が3億31百万円、未払法人税等が94百万円それぞれ増加したことによるものであります。

当第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ1億82百万円増加し、68億14百万円となりました。これは主に利益剰余金が2億5百万円増加したことによるものであります。

b. 経営成績

当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高37億85百万円（前年同期比19.7%増）、営業利益3億73百万円（前年同期比141.9%増）、経常利益3億91百万円（前年同期比129.9%増）、四半期純利益2億63百万円（前年同期比137.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

農業機械事業は、売上高36億3百万円（前年同期比22.9%増）、セグメント利益3億84百万円（前年同期比130.0%増）となりました。

軸受事業は、売上高1億82百万円（前年同期比20.8%減）、セグメント損失29百万円（前年同期は17百万円の損失）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、仕入債務の増加などの要因により、前事業年度末に比べ3億6百万円増加し、11億68百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は4億78百万円（前年同期比150.6%増）となりました。

これは主に、税引前四半期純利益3億91百万円、売上債権の増加額2億17百万円及び仕入債務の増加額3億34百万円などを反映したものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は73百万円（前年同期比38.2%減）となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出49百万円や無形固定資産の取得による支出32百万円などを反映したものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は98百万円（前年同期比67.6%増）となりました。

これは主に自己株式の取得による支出39百万円や配当金の支払額57百万円などを反映したものであります。

(3)経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

当第2四半期累計期間における農業機械事業の研究開発活動の金額は、50,793千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月5日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,000,000	14,000,000	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	14,000,000	14,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2021年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(監査等委員を除く) 5
新株予約権の数(個)	220(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2021年7月9日 至 2051年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 472(注)2 資本組入額 236(注)3
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権証券の発行時(2021年7月8日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり471円)を合算しております。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	-	14,000,000	-	1,350,000	-	825,877

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
タカキタ持株会	三重県名張市夏見2828番地	1,868	16.26
株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号	660	5.74
タナシン電機株式会社	東京都世田谷区新町2丁目27-17 TRS101	630	5.48
株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町16番地	569	4.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	515	4.48
株式会社三十三銀行	三重県四日市市西新地7番8号	500	4.35
タカキタ従業員持株会	三重県名張市夏見2828番地	441	3.84
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	400	3.48
ヤンマーアグリ株式会社	岡山県岡山市中区江並428	380	3.31
井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700番地	300	2.61
計	-	6,264	54.50

(注) 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は全て信託業務に係る株式数でありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,506,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,487,900	114,879	-
単元未満株式	普通株式 5,900	-	-
発行済株式総数	14,000,000	-	-
総株主の議決権	-	114,879	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権の数40個)含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社タカキタ	三重県名張市夏見 2828番地	2,506,200	-	2,506,200	17.90
計	-	2,506,200	-	2,506,200	17.90

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	861,659	1,168,219
受取手形及び売掛金	1,100,848	1,004,640
電子記録債権	954,966	1,177,444
商品及び製品	665,311	663,152
仕掛品	141,932	162,427
原材料及び貯蔵品	290,211	346,736
未収入金	529,537	583,530
その他	34,229	17,601
流動資産合計	4,578,696	5,123,754
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,048,873	1,035,945
機械及び装置(純額)	371,566	333,757
土地	562,140	562,140
その他(純額)	160,014	179,923
有形固定資産合計	2,142,594	2,111,767
無形固定資産		
投資その他の資産	145,438	204,609
投資有価証券	933,264	943,446
その他	365,366	364,771
貸倒引当金	786	726
投資その他の資産合計	1,297,844	1,307,491
固定資産合計	3,585,877	3,623,868
資産合計	8,164,574	8,747,622
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	298,209	285,935
電子記録債務	352,963	684,498
短期借入金	70,000	70,000
未払法人税等	36,333	131,310
賞与引当金	106,763	111,466
その他	412,597	395,481
流動負債合計	1,276,867	1,678,692
固定負債		
退職給付引当金	236,977	206,575
役員退職慰労引当金	4,700	4,100
その他	14,452	43,868
固定負債合計	256,130	254,544
負債合計	1,532,998	1,933,236

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,350,000	1,350,000
資本剰余金	830,032	832,196
利益剰余金	4,609,984	4,815,644
自己株式	612,725	649,492
株主資本合計	6,177,291	6,348,348
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	409,173	415,348
繰延ヘッジ損益	129	-
評価・換算差額等合計	409,303	415,348
新株予約権	44,981	50,689
純資産合計	6,631,575	6,814,385
負債純資産合計	8,164,574	8,747,622

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	3,162,660	3,785,608
売上原価	2,220,244	2,558,607
売上総利益	942,416	1,227,000
販売費及び一般管理費	787,996	853,479
営業利益	154,420	373,520
営業外収益		
受取利息	5	2
受取配当金	6,257	7,219
不動産賃貸料	11,626	11,759
その他	2,406	3,786
営業外収益合計	20,295	22,767
営業外費用		
支払利息	120	126
不動産賃貸原価	2,737	2,677
売上割引	1,713	-
リース解約損	-	2,000
その他	26	357
営業外費用合計	4,597	5,161
経常利益	170,117	391,126
特別利益		
固定資産売却益	8	269
特別利益合計	8	269
特別損失		
固定資産廃棄損	14	-
特別損失合計	14	-
税引前四半期純利益	170,112	391,396
法人税、住民税及び事業税	44,113	117,106
法人税等調整額	15,132	10,860
法人税等合計	59,246	127,966
四半期純利益	110,866	263,429

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	170,112	391,396
減価償却費	138,546	115,485
株式報酬費用	11,000	10,362
退職給付引当金の増減額(は減少)	33,477	30,402
賞与引当金の増減額(は減少)	1,025	4,703
受取利息及び受取配当金	6,263	7,221
支払利息	120	126
固定資産廃棄損	14	-
固定資産売却損益(は益)	8	269
リース解約損	-	2,000
売上債権の増減額(は増加)	169,155	217,445
棚卸資産の増減額(は増加)	31,796	74,861
仕入債務の増減額(は減少)	147,071	334,053
未払消費税等の増減額(は減少)	59,238	42,199
その他	2,492	2,301
小計	234,034	483,424
利息及び配当金の受取額	6,264	18,544
利息の支払額	121	125
法人税等の支払額	49,265	23,404
営業活動によるキャッシュ・フロー	190,911	478,439
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	91,451	49,672
有形固定資産の売却による収入	117	269
無形固定資産の取得による支出	35,699	32,681
投資不動産の賃貸による収入	11,626	11,759
貸付金の回収による収入	50	60
その他	4,009	3,480
投資活動によるキャッシュ・フロー	119,367	73,745
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	30	39,463
配当金の支払額	57,931	57,755
リース債務の返済による支出	620	929
その他	20	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,562	98,138
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,981	306,560
現金及び現金同等物の期首残高	851,558	861,659
現金及び現金同等物の四半期末残高	864,540	1,168,219

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響も軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り」に記載した新型コロナウイルス感染症による影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

うち、ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
未収入金	500,622千円	550,270千円

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費の主な内容

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
支払運賃及び諸掛費	119,869千円	142,686千円
事務職員給料手当	232,987	246,845
賞与引当金繰入	40,253	46,539
退職給付費用	13,416	16,249

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	864,540千円	1,168,219千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	-	-
現金及び現金同等物	864,540	1,168,219

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	57,644	5	2020年3月31日	2020年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月29日 取締役会	普通株式	57,744	5	2020年9月30日	2020年12月1日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月21日 定時株主総会	普通株式	57,743	5	2021年3月31日	2021年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年10月27日 取締役会	普通株式	57,468	5	2021年9月30日	2021年12月1日	利益剰余金

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	152,512千円	152,512千円
持分法を適用した場合の投資の金額	195,472	220,121
	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	-	578千円

(注) 前第2四半期累計期間については当社が有している関連会社は利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	農業機械事業	軸受事業			
売上高	2,932,435	230,224	3,162,660	-	3,162,660
セグメント利益 又は損失()	167,087	17,702	149,384	5,035	154,420

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額は、鉄屑等のスクラップ売却代であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期累計期間(自2021年4月1日 至2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	農業機械事業	軸受事業			
売上高	3,603,189	182,418	3,785,608	-	3,785,608
セグメント利益 又は損失()	384,242	29,931	354,311	19,209	373,520

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額は、鉄屑等のスクラップ売却代であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第2四半期会計期間において、会計システム変更を契機に当社資産について報告セグメント別に整理を行ったため、セグメント資産について著しい変動はありませんが、参考情報としてセグメント資産残高を記載しております。

当第2四半期会計期間(2021年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額(注)	四半期貸借対照 表計上額
	農業機械事業	軸受事業			
セグメント資産	5,911,810	296,487	6,208,297	2,539,324	8,747,622

(注) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資産(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門にかかる資産等であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	農業機械事業	軸受事業	
日本	3,347,704	182,418	3,530,123
アジア	183,299	-	183,299
欧州	50,045	-	50,045
その他	22,140	-	22,140
顧客との契約から生じる収益	3,603,189	182,418	3,785,608
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	3,603,189	182,418	3,785,608

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	9円61銭	22円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	110,866	263,429
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	110,866	263,429
普通株式の期中平均株式数(株)	11,537,475	11,535,934
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	9円53銭	22円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	93,048	100,597
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2021年10月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・57,468千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・2021年12月1日

(注) 2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月5日

株式会社タカキタ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 敦司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカキタの2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカキタの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。